請負契約における契約保証に関する取扱要領別添
（令和８年４月１日）

入　札　条　件

◎契約の保証について

落札者は、工事請負契約等の締結に当たり、次に掲げる１から５までのいずれかを選択し、契約の保証として各項に掲げる必要書類等を提出しなければならない。なお、提出期限は落札日から７日以内（休日を含む※末日が休日の場合はその翌日）までとする。

１　契約保証金

（１）　落札者は、契約保証金を現金で納付する場合は、町長が指定する方法により契約保証金を納付し、契約保証金預り書の交付を受け、町長に提出すること。

（２）　契約保証金は、請負代金額の１０分の１以上の金額とする。

（３）　町長は、落札者から提出のあった契約保証金預り書を複写し、原本を落札者に返却する。

（４）　請負代金額の変更等により、契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、町長の指示に従うこと。

（５）　請負者の責めに帰すべき事由により契約が解除されたときは、契約保証金は町に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

（６）　請負者は、工事完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに契約保証金の還付については、契約保証金預り書を提出すること。なお、契約保証金には利息を付さないものとする。

２　債務不履行による損害金の支払を保証する金融機関の保証に係る保証書

（１）　債務不履行により生ずる損害金の支払の保証ができるものは、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和２９年法律第１９５号）に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合又はその他の貯金の受入れを行う組合（以下「金融機関」という。）とする。

（２）　保証書のあて名は、「藍住町長」とし、申し込むこと。

（３）　債務保証の内容は、請負契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払であること。

（４）　保証書上の保証に係る工事名は、請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。

（５）　保証金額は、契約保証金の金額以上とすること。

（６）　保証期間は、工期を含むものとすること。

（７）　保証債務履行の請求の有効期間は、保証期間経過後６か月以上確保されるものとする。

（８）　保証書は、請負契約書等と併せて提出すること。

（９）　請負代金額の変更、工期の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合等の取扱いについては、町長の指示に従うこと。

(10)　請負者の責めに帰すべき事由により契約が解除されたときは、金融機関から支払われた保証金は町に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を請負者から徴収する。

(11)　請負者は、金融機関が保証した場合には、工事完成後、町長から保証書の返還を受け、金融機関に返還するものとする。また、町長に保証書を受領した旨の領収書を提出すること。

３　債務不履行による損害金の支払を保証する前払保証事業会社の保証に係る保証証書

（１）　債務不履行により生ずる損害金の支払の保証ができるものは、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和２７年法律第１８４号）に規定する保証事業会社（以下「前払保証事業会社」という。）とする。

（２）　保証証書のあて名は、「藍住町長」とし、申し込むこと。
（３）　保証証書上の保証に係る工事名は、請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。
（４）　保証金額は、契約保証金の金額以上とすること。
（５）　保証期間は、工期を含むものとすること。
（６）　保証債務履行の請求有効の期間は、保証期間経過後６か月以上確保されるものとすること。
（７）　保証証書は、請負契約書等と併せて提出すること。
（８）　請負代金額の変更、工期の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合等の取扱いについては、町長の指示に従うこと。
（９）　請負者の責めに帰すべき事由により契約が解除されたときは、前払保証事業会社から支払われた保証金は町に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を請負者から徴収する。
(10)　前払金保証契約との一体契約となり、金銭的保証単独の契約はできない。

４　債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証に係る証券
（１）　公共工事履行保証証券（履行ボンド）とは、保険会社が保証金額を限度として債務の履行を保証するものである。
（２）　保証証券のあて名は、「藍住町長」とし、申し込むこと。
（３）　証券上の主契約の内容としての工事名は、請負契約書に記載される工事名が記載されるよう申し込むこと。
（４）　保証金額は、請負代金額の１０分の１以上の金額とする。
（５）　保証期間は、工期を含むものとすること。
（６）　保証証券は、請負契約書等と併せて提出すること。
（７）　請負代金額の変更、工期の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合等の取扱いについては、町長の指示に従うこと。
（８）　請負者の責めに帰すべき事由により契約が解除されたときは、保険会社から支払われた保証金は町に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を請負者から徴収する。

５　債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険による保証に係る証券
（１）　履行保証保険とは、保険会社が債務不履行時に保険金を支払うことを約する保険である。
（２）　履行保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。
（３）　保険証券のあて名は、「藍住町長」とし、申し込むこと。
（４）　証券上の契約の内容としての工事名は、請負契約書に記載される工事名が記載されるよう申し込むこと。
（５）　保険金額は、請負代金額の１０分の１以上の金額とする。
（６）　保険期間は、工期を含むものとすること。
（７）　保険証券は、請負契約書等と併せて提出すること。
（８）　請負代金額の変更等により保険金額又は保険証券の記載の内容を変更する場合の取扱いについては、町長の指示に従うこと。
（９）　請負者の責めに帰すべき事由により契約が解除されたときは、保険会社から支払われた保険金は町に帰属する。なお、違約金の金額が保険金額を超過している場合は、別途、超過分を請負者から徴収する